



## 日本体力医学会におけるインフォームド・コンセント宣言

- 1) 日本体力医学会（以下、本学会と略す）では、人に対する研究を行うにあたっては、被験者に対して十分な説明（研究の意義、目的、方法、結果のまとめ方、実施による危険性の有無・程度、被験者への侵襲の有無および程度、個人情報取り扱い、学会等への発表に関する）を行い、被験者の理解と承認を得て初めて実施しうるものとする。
- 2) 本学会では、この規範としてヘルシンキ宣言（1964年作成、1975年東京で修正）を遵守し、いかなる人に対する研究もこの宣言を遵守し、十全なインフォームド・コンセントを実施した研究のみを、当学会での発表ならびに投稿を許可する。
- 3) 被験者としてその研究に参加する旨を自由な意志によって同意した後でも、いかなる理由にしろ、自由にその後の測定・検査等を拒否することが可能であることを、被験者に伝える。
- 4) インフォームド・コンセントは文書で得ることを原則とするが、文書による同意が不可能である場合には、その同意は正式な文書に記録され、証人によって証明されることが必要である。
- 5) 全ての研究は、当該施設の研究倫理委員会の審議と承認を得た後においてのみ実施可能となり、得られた研究成果を当学会での発表および当学会誌に掲載することが許可される。

日本体力医学会  
2013年7月19日